

社協だより

Vol.159

～生活福祉資金貸付金制度についてのお知らせ～

当協議会では、青森県社会福祉協議会が行う標記貸付金制度の相談受付や申込み手続き、償還業務を行っております。貸付内容は、以下のとおりですが内容によって限度額等が異なる場合もありますので、詳しくは担当者までお問合せ下さい。(問合せ先：風間浦村社会福祉協議会 電話35 - 2243 担当者 川島・佐藤)

資 金 種 類		貸付限度額	据置期間	償還期間
更生資金	低所得世帯、障害者世帯に次の経費を貸付			
生業費	生業を営むのに必要な経費	2,800千円	12月	7年
技能習得費	生業を営み、又は就職するための知識・技能習得費及び習得期間中の生計維持費	1,100千円	6月	8年
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に次の経費を貸付			
福祉費	・結婚、出産及び葬祭経費 ・住居移転、電気・暖房・給排水設備設置費 ・就職等仕度費	500千円	6月	3年
障害者等福祉機器購入費	日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入経費	1,200千円		6年
障害者自動車購入費	障害者又は生計同一者が専ら当該障害者の日常生活の便宜を図るための自動車を購入する経費	2,000千円		
中国残留邦人等年金追納費	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	4,704千円		10年
住宅資金	低所得・障害者・高齢者世帯に対し、住宅の増改築、保全又は公営住宅譲り受けの経費を貸付	2,500千円	6月	7年
修学資金	低所得世帯に対し、修学資金を貸付			
修学費	授業料、納入諸経費、交通費、家賃、生活費等 (高校：月35千円、短大等：月60千円、大学：月65千円)	大学で 月65千円	卒業後 6月	高校6年 短大8年 大10年
修学仕度費	入学金、入学時購入物品購入経費	500千円		
療養・介護等資金	低所得者世帯、高齢者世帯等に次の経費を貸付			
療養費	疾病等の療養(当該療養期間が1年間の場合に限る)及び療養期間中の生計維持経費	1,700千円	6月	5年
介護等費	介護・障害サービスを受けるのに必要な経費(当該経費負担が困難と認められる期間が1年以内の場合に限る)又はサービス受給期間中の生計維持費			
緊急小口資金	低所得世帯に対し、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に貸付ける小額の資金	50千円	2月	4月
災害援護資金	低所得世帯に対し、罹災による困窮からの自立更生経費	1,500千円	12月	7年
離職者支援資金	失業者世帯に対し、生計中心者が再就職するまでの間(1年限度)生活資金を貸付	月額 200千円	12月	7年
長期生活支援資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として最大、評価額の7割程度を長期間貸付	評価額の 70%	限度額 到達まで	死亡時等

※貸付利息は年3% (修学・療養介護は無利子)、他制度利用可能な方は他制度優先 (母子寡婦福祉資金等)



ありゃ！じょんずだごと



こんな感じでいいですか…

(皆さん、ありがとう：川島)

この度は、下風呂小学校に会場に、四・五年生が自分達で企画・運営した「ふれあい交流会」が開催されました。この事業は、社協が各地区で行っていますが、今回は、下小の子供達が企画し、招待状の配布や当日の運営を行い、大成功しました。

交流会大成功!!